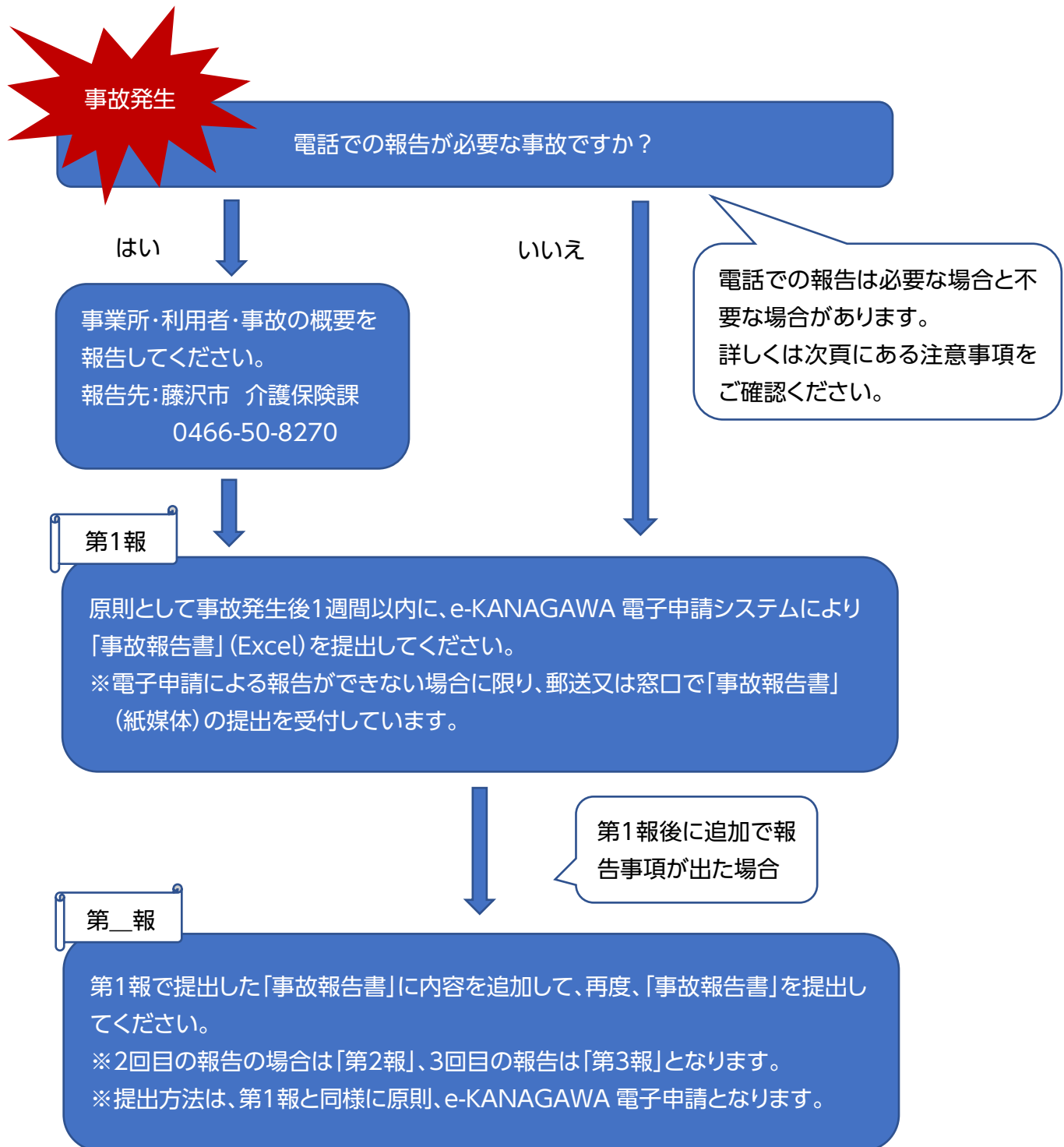


事故報告の流れ

○介護サービス提供中に発生した事故を藤沢市に報告する流れは次のとおりです。また、報告を行う以外に当該利用者の家族や担当する居宅介護支援事業所などへの連絡など、適切な対応を行ってください。



事故報告に係る注意事項

1. 電話での報告が必要な場合

電話での報告は次の(1)から(4)に該当する場合のみ必要となります。

- (1) 利用者の死亡事故が発生した場合
- (2) 食中毒、感染症又は疥癬が発生した場合
- (3) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等が発生した場合
- (4) その他の重大事故(警察等外部機関が関与し、事件化したもの、利用者等とトラブルが想定されるものなど)

○落葉事故や転倒事故等が発生した場合でも(1)から(4)に該当しない場合は、電話での報告は不要となりますので、「事故報告書」による第1報の報告を行ってください。

2. 事故報告書の様式

提出する事故報告書の様式については、「藤沢市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要」で定める様式を原則、使用してください。それ以外の様式を使用する場合は、e-KANAGAWA 電子申請システムによる提出はできませんので、郵送又は窓口で提出してください。

様式については、藤沢市ウェブページ又は e-KANAGAWA 電子申請システムの様式に掲載していますのでダウンロードして使用してください。

藤沢市該当ウェブページ：<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/kenko/fukushi/kaigohoken/jigyosha/jikohokoku.html>

e-KANAGAWA 電子申請システム：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList_detail?tempSeq=90645

3. 第1報

「2. 事故報告の様式」で示した「事故報告書」(Excel)を記入例を参考に入力し、e-KANAGAWA 電子申請システムにより提出してください。

電子申請が行えない場合や藤沢市が定める様式とは別の様式を使用する場合は、郵送又は窓口で紙媒体の事故報告書を提出してください。

郵送・窓口

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1 本庁舎2階
福祉部 介護保険課

4. 食中毒、感染症又は疥癬が発生した場合

食中毒、感染症又は疥癬が発生した場合は、次のいずれかに該当する場合は藤沢市に報告をしてください。

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長等が報告を必要と認めた場合

この場合、複数人の患者の報告をそれぞれ行うのではなく、対象者全員の情報を「対象者一覧表」にまとめて入力(記入)し、「事故報告書」と併せて提出してください。

※「事故報告書」の入力の仕方(書き方)は記入例(食中毒・感染症)を参考にしてください。